

令和 7 年監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第 9 項により次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 6 日

扶桑町監査委員 會 津 至 人

扶桑町監査委員 和 田 佳 活

財政援助団体監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく監査（財政援助団体監査）

2. 監査の対象

令和5年度及び令和6年度の扶桑町スポーツ協会（以下「監査対象団体」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本町からの財政援助に係る事務

3. 監査実施日

令和7年2月6日（木）

4. 監査の方法

監査対象団体の事務及び当該団体に関する町の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について監査を実施しました。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者からの説明を聴取しました。

5. 監査の結果及び意見

監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。

なお、特に指摘する事項はありません。